

平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年5月25日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時05分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 中本 賢

委員 前田 博明

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

指導課長 渡辺 英一

指導課係長 小嶋 健司

指導課指導主事 南谷 隆行

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課課長補佐 末木 琢郎

庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

会議録の承認ですが、3月の臨時会、及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように承認いたします。

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 10名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No.1 及び 報告事項 No.2 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

また、議案第18号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第18号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、小原委員と吉崎委員にお願いをいたします。

7 議事事項 I

議案第14号 川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

それでは、議案事項 I に入ります。

「議案第14号 川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第14号、川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

大変恐縮ですが、その前に、お手元の資料のほう、A4横型が1枚ございますので、これに基づきまして、教育委員会会議録の作成方法の見直しについて、まず御説明をさせていただきたいと思っております。

教育委員会会議録につきましては、平成24年第4回議会定例会での指摘もございまして、平成25年4月から、会議録の作成方法につきまして、説明部分の記載や質疑部分の発言内容を、

文言の整理を行った上で、全てを記載するよう変更いたしました。

また、公開方法につきましても、ホームページ上で公開し、会議資料も掲載するよういたしました。

しかしながら、平成26年度の会議録音データの消去などにより、再度、平成28年第1回議会定例会において指摘を受けまして、次のとおり見直しをいたしたく会議規則の改正をお願いするところでございます。

それでは、資料のほうをごらんください。右上の枠でございますが、現在の川崎市教育委員会会議規則の抜粋でございます。今回、教育委員会会議録の作成方法の見直しでございますので、川崎市教育委員会会議規則第14条を抜粋しております。

次に左下の枠ですが、現在の会議録の作成状況でございます。作成方法といたしましては、まず1、会議をICレコーダーを用いて録音いたします。次に2、開催時間、会議の長さによりまずけれども、業者委託もしくは職員が記録を文書に起こします。その後、3でございますが、発言した委員及び職員が、読みやすさ等のため、文意を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理いたしまして、最後に4、会議で承認していただき、会議録が完成いたします。

次に公開方法ですが、1、市教育委員会のホームページに会議資料を含め公開しております。ほかに、2や3にあるように、公文書開示請求により、会議録や会議録音データの開示をしております。

次に中央部分でございますが、議会からも指摘がありました。今回課題となっているところでございます。

1番のところですが、現在の会議規則には「要旨」と規定され、項目が必要最低条件で記載されているなど、全録に近い会議録にしている現状にそぐわないという状況がございます。

2番といたしまして、委員や職員が、読みやすさ等のため、文意を損なわない範囲とはいえ、会議録の文言整理をしていることが明記されておらず、会議録が全録方式で作成されていると誤解されていることがございます。

3つ目は、会議録作成の基準が規定されていない、4つ目は、インターネットのホームページにおきまして公開しておりますが、階層が多く見つけにくいといった御指摘や、掲載されている会議録をプリントアウトすると文字が小さくなるということが課題となっております。

これらの課題から、右上の確認内容のところにあります。まず、現行の会議録との整合を図るものとして、1、出席した職員の職及び氏名を記載いたします。また、2、全録に近い会議録の現状に合わせ、規則の規定の文言であります「要旨」を削除させていただきます。

次に、新たに記載する方法を見直すものですが、1、発言した職員の氏名の追加。2、発言した委員及び職員による文言整理のあり方、これは現在も重複表現や言い回しなどを整理しておりますが、どこまで認めるのかということになります。文言整理する場合には、注釈の掲載につきまして、そこに（案）として書かせていただきましたが、読みやすさ等のため、文意を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています、と記載させていただくなどの方法がございます。なお、この文言につきましては、総合教育会議の会議録において記載をしているものでございます。

最後に公開方法についてですが、これは事務局のほうで、市教育委員会ホームページによる公開方法の改善をさせていただきます。主には、PDF化して、掲載及び掲載場所の見直しをしてまいりたいと思います。

右下の枠でございますが、以上のことに対応するために必要な改正案でございます。

それでは、議案書のほうの説明に移らせていただきます。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。制定理由でございますが、川崎市教育委員会会議の会議録の記載事項について、所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、議案書3ページをごらんください。川崎市教育委員会会議規則の新旧対照表でございます。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定に基づき、川崎市教育委員会の会議その他議事の運営について定めております。

右側の改正前の規則をごらんください。会議録の記載事項として、第4号、報告事項の要旨、第5号、議案に関する議事及び議決の要旨となっておりますが、平成25年度から、会議録の内容につきましては、要旨にとどまらず、可能な限りほぼ全録に近い内容で記載しております。

このような状況を踏まえ、規則を現実に即した形に見直しを図るものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、公布の日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議のほどお願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上でございますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

【濱谷委員】

会議録を見せていただいて、言葉遣いとか、私もちょっと舌足らずだったり、余計なことを2回繰り返して言ったりとか、ちよくちよくあるんですけど、そういう部分は消させてもらうとか、あるいは、漢字で直したらちょっと違った変換になっていたりというのは直させてもらったりというふうにして、あまり文章的に変でなければ、もうそれでいいということできさせてもらっちゃっているんですけど、その程度の訂正とか、それはやらなかったら意味が全然違うふうになっていたりするので、その辺がやはり直すとかいうのはあっていいということですよ、この言い方であれば。

【渡邊教育長】

今の御質問に、確認の意味でいかがですか。

【山田庶務課担当課長】

それにつきましては、ここにも書かせていただいておりますけれども、文言を整理したということの注釈を掲載することによって、そこら辺の問題は解消するかと思います。ただ、議会なんかでは全録という形になっていきますので、この教育委員会会議の会議録をどのような表現にするのが適当なのかというのを御議論いただくのが今回の趣旨になっていると思いますので、そこら辺を御議論いただけたらと思います。

【渡邊教育長】

今、濱谷委員から具体的なお話もございましたけれども、ほかの委員はいかがでしょう。

【前田委員】

一つ確認ですが、課題の3番目の会議録作成の基準というのは具体的には何を指しているのか、ちょっとわかりづらかったんですが。

【山田庶務課担当課長】

会議録の作成について、注釈を入れるだとか、そういった細かい内容は、全録にするのかどうなのかということも含めて基準が今はないので、そこについて、作成が必要であれば今後策定していくということはある、やらなければいけないかなと思います。

【前田委員】

はい、ありがとうございました。

【中本委員】

これ、ICレコーダーで録音されますよね。ICレコーダーで録音したデータというのは、文字で書かれたものと並行して残すということなんですか。こちらには書いてないんですけど。

【山田庶務課担当課長】

電磁記録の文書につきましては、例えば今回の音声データにつきましては、通常、会議録の作成のために録音したと。それについては、会議録の作成が終われば役割を終えるので、現在の公文書管理の中では、事務が終了した段階で消去することはしてはいけないというふうにはなっていないんです。

ただ、今回問題になりましたのは、開示請求があったにもかかわらず、その電磁記録が公文書だというふうに認識する市民の方がいらしたにもかかわらず、こちら側の公文書でないという認識のもとに、ルーチンワークの中で削除してしまったということがありまして、そこが問題になっているんです。

【中本委員】

今後はどうなさるんですか。

【山田庶務課担当課長】

今後は、会議録の作成が終了した時点でやはり必要のないものと考えていますので、削除は今までどおりすることになると思いますが、それ以前に開示請求があったというような場合には、公文書の管理規則に基づきまして適正に管理をしていくということになります。

【中本委員】

しゃべり言葉なので、文章にすると、非常に、その状況というか、語っているときの環境とか含めて、なかなかニュアンスが伝わってないというのは、大変、僕も会議録を見ていると思うんですけど、ICレコーダーで残しておけば、そのまま臨場感が残りますので。それから、言い

間違いも何も含めてありのまま残るわけですから、すごくややこしく、こういうふうに文章にするためになるんだったら、ICレコーダーのデータで残しておいたほうが良いような気がするんですけどね。ありのまま、そのときの話の展開から何から感情から乗っかってますので。レコーダーに残すということはないんですね。

基本的に、文字になった時点でほとんどわからないですよ、何回も興奮してしゃべってるとこなんて。重複しますし。だから、きちっと文章として読む方に真意が伝わるようにするのって、ものすごい文才がある方がきっちり現場にいらっしゃってというふうにやらないと、すごく何か難しいんですけど。では、ICレコーダーでとったものは消していくということなんですね。それがもう今のところの決まりということなんですね。

【山田庶務課担当課長】

現在はそういう形をとっております。

【吉崎教育長職務代理者】

今後どうなんですか。例えばICレコーダーの開示請求が出るということがあり得る場合、消してしまうとまずいですよね。ICレコーダーが公文書であるということを調査委員会のほうは言ってるわけでしょう。

【山田庶務課担当課長】

川崎市の会議公開ハンドブック（※正しくは「公文書管理規則」）のほうでは、要するに会議録を作成するために録音したデータ等につきましては、その事務事業の必要が終了した段階で削除することについて特に言及していません。ですから削除しちゃって構わない。一般的には軽易な文書という取り扱いになっておりますので、その事務事業が一旦終了した時点で削除することについて、特に決まりはございません。

【吉崎教育長職務代理者】

開示請求された場合どうですか。

【山田庶務課担当課長】

開示請求された場合には、その録音データがあれば、開示もしくは拒否処分というのがありますが、処分を行った翌日から1年間は、規則に基づきまして1年間の保管をしなければならないということになりますので、それは必要に応じて。

【吉崎教育長職務代理者】

今後の1年間の保管をするということですね。

【山田庶務課担当課長】

開示請求等があつて処分を行った場合には、その翌日から1年間の保管を行います。

【吉崎教育長職務代理者】

開示請求がいつ出るかわからないということもあるでしょう。

【山田庶務課担当課長】

はい。ただ、事務事業の終了があった段階で削除ということについては、特に問題がございませんので、軽易な文書として、そこで削除することはあります。それ以前に開示請求があった場合には、その開示・不開示の処分にに基づき、その翌日から1年間の管理をしっかりとすることになります。

【吉崎教育長職務代理者】

開示請求が早目がないとだめということになりますね。記録が出た段階の前に出ないとだめですね。

【山田庶務課担当課長】

そうです。

【吉崎教育長職務代理者】

出た後だと、それはものに依拠して消すということはあるということなので、そういうことになりますね。

【山田庶務課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃ、もう1点、先ほどの中本委員とのつながりですけども、我々が言っているのは話し言葉ですよ、皆さん。だから、話し言葉を文字言葉に落とすということになると、やっぱりちょっとニュアンスが違いますよね。

例えば私の経験でいうと、講演することがよくあるんですが、外で。それを文章にしますということで、大学なんかの会報か何かに載るために直さなくちゃいけないんですが、講演時間の大体2倍かかるんです、直すのに。話していることをきちっと文字に残すためには、2時間講演したら、4時間僕かかっているんですね、大体直すのに。そのぐらい文章に直すってすごく大変なんです。

ただ、こういう公の会議の場合には、直したということ自体に疑義を持たれる方がいらっしゃると思うので、直す意味が、文章として通るために直したんですよと言っても、いや、意図で変えて直したんじゃないですかと思われる方がいらっしゃると思うので、僕はほとんど直さないようにしているんです、自分の言ったことを。日本語としてちょっと変だなと思っても、一切ほとんど直さない。よほどのことでもない限り。ほとんどのことは私の場合ないと思っていますけど。

その辺が各委員ともちょっと微妙かなと思っているのと、話し言葉を文字言葉に直す場合、どの程度のことは直したほうがいいのかという基準って、あるようでないような気がするんだけど、これは本当どう考えたらいいんでしょうか。

【山田庶務課担当課長】

審議会等の会議録ハンドブックの中では、それは事務局と、それから審議会の委員さんとの協議の中で決定していくというふうになっておりますので、例えば今、吉崎委員がおっしゃられたように、残しておいたほうがいいんじゃないかということがあれば、録音データについてもちゃんと保管期限を区切って管理するという事は、できないものではありません。

【渡邊教育長】

通常、会議が終わってから、会議録、先ほど手順がありましたけれども、最終的に承認されるまでの間、どのくらいの期間、内容の量にもよるでしょうけれども、どのくらいを要していますか。

【山田庶務課担当課長】

今、大体2カ月を目安にやっております。今は、つくったものを委員の皆さんにフィードバックして、それで直されたものが戻ってきて正式なものになるという形をとっております。その期間が、吉崎委員おっしゃられたようにいろいろと、4倍かかるとか、2倍かかるとかということで、かなり時間を要しているところがございます、通常2カ月程度のお時間をいただいているところでございます。

【渡邊教育長】

そうしますと、その間にももしも録音データの開示を求められた場合には提供できる。その期間があるということになるわけですね。

【中本委員】

もう一律いじらないということにするとか。いじっていいんだか、悪いのか。ここはよくて、この文言の変え方はだめですなんて、何かものすごく面倒くさいですね。だったら、全くいじらずにそのまま出すというのを限定に書くことで、しゃべった、読みにくくはなるんだろうが、そのまま出す。これはいじらなかったからこういうことなんだということできると思うんですよ。

丸を点にしたり、点を丸にしたりみたいなことなのか。僕らせりふで言葉をしゃべるんですけど、文字を逆に言葉にするんですけど、語尾一つで内容って変わるんですよ。そこに、後ろにある感情っていうのは実はものすごく言葉の端々に出るんですね。そういうことを気にし始めると、あの議事録を直せといたら、徹夜になりますよね。だったら全くいじらないということにして、ちゃんとわかりたかったら、来ていただいて、公開されているところで見てくださいというふうにはっきりしないと、ここからこの辺は大体直してもいいですよ、いつも事務方の方とやりとりするみたいなのは、とてもじゃないけど何かしんどいんですよ。どうでしょう。もう全くいじらなければいいんじゃないですかね。

【濱谷委員】

漢字の変換が違っていたりするのは、どうしても直しておかないと、意味が全然違ってきちゃ

うんです。

【中本委員】

それはありますね、時々ね。

【濱谷委員】

それはやらせてもらって、あとはあまり、私はほとんど直さないで、同じ言葉が2回つながってたりしたときは1個消そうかなという程度で、まずあまり中身は直さずに、漢字の意味の違う変換になってたら、そこは何しろ、こういう意味でこうですよということで直させてもらう程度で直しているんですけど、それはやらないと、やっぱり、全く違うことになってっちゃうので、見せていただいて直したいなと私は思っています。

【中本委員】

それくらいはできますよね。もう一回読み直していただければ、僕だって気がつくような漢字の使い方の間違いなんて。

【山田庶務課担当課長】

もちろん、漢字の変換ミスですとか、てにをはが多少違うものについては、修正をさせていただいているところはございます。

【中本委員】

どうぞ直してくださいと言って渡されると、やっぱり、どこからどこまで直していいのかというのが、それ、なんかすごく難しいですよ。だったら、録音のデータで残しておくのか、もしくは全くいじらないというほうにさせていただくと。今どっちみち変な形で送られてきて、開けられなくて、まず見れないんですけど。

【濱谷委員】

開けられない。そうですか。

【中本委員】

あ、そんな難しくないですか。僕的な希望とするならば、はっきりと、グレーなところをつくらないほうがいいと思うんです。

【渡邊教育長】

今お話を伺っておりますと、それぞれ御発言の真意をしっかりと伝えることが大事だということだというふうに思うんですね。ですから、そのためには、できるだけ発言の内容をそのまま生かすことが必要だろうというふうなお話がありました。

その一方で、漢字の変換であるとか、あるいは言い回しがわかりにくいというふうな点があった場合には、むしろそれを直したほうが真意が正確に伝わるだろうというふうなことで、どちらも大事にされていることは一致するのではないかというふうに思いますので、今一とおりの共通

理解が図られたように思いますので、今後会議録を確認していただく上で、今お話があったようなことに基づいてそれぞれ見ていただくということで、共通理解を図りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

では、その上で、よろしいですか、小原委員。

【小原委員】

訂正とか、修正とか、そういうものに関しては問題ないんですけども、データの、電磁記録の取り扱いに関してだけちょっと意見を言わせていただくと、恐らく公開を求められるのは、ホームページに上がって、それ見た状況で、その後から公開の開示請求とかがあり得なくはないなというふうに思っています。そうなったときに、既にデータが消去されている可能性が高いのかなというふうに考えます。

そういうことを踏まえて考えると、ある程度の一定期間は公文書として電磁記録を残しておく。それで、時間がたったら、それ以降は消去していくとか、そういうふうにしておかないと、恐らくまた開示請求がきたときに、データがありませんということで、同じことが起こる可能性があるんで、その辺はちょっと取り扱いを考えるべきだというふうに考えています。

【渡邊教育長】

作成された段階で消去をするのか、あるいは、作成された以降一定の期間置くべきか、そういうお話ですね。

【吉崎教育長職務代理者】

私も小原委員の考えに近いんですね。多分言われる方は、開示請求される方は、議事録を見たときに、これがそのまま言われたことなのか確認したいというか、そういう不審を持たれる方だと思うんですね、多くは。会議録が出る前から、ICレコーダーのようなデータ、記録を聞きたいとか、ICレコーダーで聞くことになりましたが、じゃないんだと思うんですね、多分。

だから、会議録がホームページ等に出たときに、それを確認したいという方が多いんだと思うんです、出すとすれば。だから、会議録が出た段階の半年間とか、何か期間を設けたらどうかなと私も思いますね。我々は別に秘密にしてやっているわけではないので、公開は公開としてやっているわけですから、一定期間というのは、私は半年とか1年置いていいと思うんですが。というのが私の考えです。

【西教育次長】

今回は会議録ということでございますが、電磁媒体の扱いについては、また事務局のほうで再度、また改めて説明させていただくということで、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

全庁的な考え方もあるかもしれないので、そっちも消去しているんであればあれだけど、やっぱり、皆さんが知りたいと思われる期間はおいといてもいいのかなと私も思いますので。

【西教育次長】

今、委員の方からもいろいろ御意見いただきましたので、電磁記録媒体の取り扱いについては、これについてはまた後ほど御報告をさせていただくということによろしいでしょうか。

【濱谷委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

委員の皆さん、それぞれ会議の透明性を大事にしていきたいという、その意向ですので、今、教育次長からお話がありましたように、電磁記録についてはどうするか、また改めてお諮りいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、きょう議案としてございます規則の制定について改めて確認していきたいと思うんですが、こちらのほうについては御意見よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【渡邊教育長】

では、今のことを踏まえまして、議案の第14号は、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

では、そのように原案どおり可決させていただきます。

議案第15号 川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

では続きまして、「議案第15号 川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、引き続きお願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第15号「川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、3ページをごらんください。

制定理由でございますが、「ほう賞及び表彰用の川崎市教育委員会教育長印を新調するため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、4ページをごらんください。

「川崎市教育委員会公印規則」の新旧対照表でございます。

この規則は、川崎市教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関において使用する公印の名称や、ひな型、保管者、取扱責任者等について必要な事項を定めております。

今まで一般公文書用としての川崎市教育委員会教育長印はございましたが、この度、新たにほう賞及び表彰用の川崎市教育委員会教育長印を作成いたしますので、公印の名称及びひな型を定める別表1、2を改正するものでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。

附則でございますが、「この規則は、公布の日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議の程お願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上でございます。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、改めて議案第15号につきましては原案のとおり可決よろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

議案第16号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

それでは、「議案第16号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、引き続きお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第16号「川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「多摩市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。

「川崎市市民館使用規則」の新旧対照表でございます。この規則は、川崎市の市民館の管理及び運営について必要な事項を定めております。

別表では、市民館設備の使用料を定めておりますが、多摩市民館の設備として、新たに液晶プロジェクターが設置されることとなったため、その使用料を定めるものでございます。なお、使用料の額につきましては、幸、中原及び麻生市民館における使用料と同額の1回1台1,500

円としております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、「この規則は、平成28年6月1日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

以上御説明申し上げました。御審議の程お願いいたします。

【渡邊教育長】

何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第16号は原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第16号は原案のとおり可決いたします。

議案第17号 川崎市教科用図書採択地区の変更に関する神奈川県教育委員会への要望について

【渡邊教育長】

次に、「議案第17号 川崎市教科用図書採択地区の変更に関する神奈川県教育委員会への要望について」の説明を、指導課長お願いいたします。

【渡辺指導課長】

議案第17号「川崎市教科用図書採択地区の変更に関する神奈川県教育委員会への要望について」を御説明いたします。

はじめに、先日5月10日の教育委員会臨時会におきまして、教科書採択地区についての請願が2件ございまして、その2件の審議をしていただきました。その請願の審議の結果に基づきまして、対応をしていく内容でございます。

議案書の1ページをごらんください。

平成29年度教科用図書の採択における採択地区について、神奈川県教育委員会へ回答する文書案でございます。

教科用図書採択地区の変更を希望する場合は、「平成29年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査票」及び「平成29年度教科用図書採択地区の変更に関する要望」を神奈川県教育委員会に提出することになっております。

2ページをごらんください。

こちらは採択地区に関する意向把握のための「平成29年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査票」で、①の採択地区については、適正規模化に向けて変更を希望します。

3ページをごらんください。

「平成29年度教科用図書採択地区の変更に関する要望」でございますが、こちらが、採択地

区を現行の4地区から1地区へ変更することの要望書となっております。

変更の理由でございますが、本市は教員の教科研究活動が非常に盛んで、その成果は全市で広く共有されている。市内で共通の教科書を用いることにより、教科研究活動の成果をどの学校においても利用しやすくなり、特に若い教員の力量形成が図られること、採択地区が4地区から1地区になることで、調査研究員の採択に向けた教科書の調査・研究の精度向上が期待でき、より一層の充実が図られること、地区によって教科書が異なる場合、他地区への転校により教科書が変わることになるが、市内1地区の場合は、市内で共通の教科書を用いることにより、市立学校間の転校による学習上の不便を解消できること、共通の教科書を用いることにより、既習事項の差異を無くすることができる。川崎市診断テストの作問においては、既習事項の確認作業が軽減するなど業務の効率化が図られるほか、児童生徒の学習状況を診断するためのより適切な問題を作成することができること、を理由としております。

次に、4ページをごらんください。

採択地図の略図でございます。上のほうの段が1地区となった場合の変更案の略図でございます。下のほうの段が現行4地区の略図となっております。

次に、5ページをごらんください。

採択地区の学校等規模でございますが、平成28年5月1日現在の採択地区毎の学校数、児童生徒数、人口を、変更案と現行でそれぞれお示しするものでございます。なお、児童生徒数につきましては、現在集計中ございまして、今後6月上旬までに速報値が公表される予定でございます。このため、速報値が公表されましたら、当該要望書へ記載し、神奈川県教育委員会へ提出いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上でございます。何か御質問等ございましたらば、お願いをいたします。

特に要望など、前回2つの請願の審査の中で、委員の皆様のお発言などを踏まえて変更理由等を作っているように思われますが、これについて付け足すようなこと等がありましたらば、御意見いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

後ろ2枚のこの資料とありますのは、県のほうの回答書にもともと様式として求められているものなのですね。

【渡辺指導課長】

はい、そうです。

【渡邊教育長】

委員の皆様、いかがですか。特にございませんか。

十分、前回の2つの請願の審査で御意見いただいておりますので、それを受けた形で今回、回答が作られているということでございますね。

それでは、議案第17号は原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項

報告事項 No. 1 公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）について
（諮問番号第261号）

山田庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No. 1 は承認された。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第18号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

続いて議案事項Ⅱに入ります。

「議案第18号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」の説明を、生涯学習推進課長お願いします。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは、議案第18号「川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等」につきまして、御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等につきましては、5月10日の教育委員会臨時会におきまして、御審議をいただいたところでございますが、本議案につきましては、前回の会議までに各団体からの推薦が間に合わなかった専門部会委員の委嘱等につきまして、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の1ページをごらんください。川崎市社会教育委員会議専門部会委員、教育文化会館専門部会をごらんください。

表の左から、新たに委嘱等する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。

以下同様に、2ページには「中原市民館専門部会委員」を、3ページには「麻生市民館専門部会委員」を、4ページには「図書館専門部会委員」を、5ページには「青少年科学館専門部会委員」を記載してございます。

この度の委員の委嘱期間につきましては、平成28年5月26日から平成30年4月30日までの概ね2年間で予定し、図書館専門部会と青少年科学館専門部会につきましては、現協議会の委員の任期が5月31日までとなっておりますことから、平成28年6月1日から平成30年4月30日までの概ね2年間で予定しているところでございます。

なお、議案第18号資料として、この度の専門部会委員の委嘱等における関連法規として、川崎市社会教育委員会議規則の抜粋をまとめてございますので、後程御確認いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上でございますが、御質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第18号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第18号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(15時05分 閉会)